

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（国資料）」を確認する際に
注意すべき点（経過措置期間が終了するもの 及び 施設等の区分についての内容から抜粋）

1 「高齢者虐待防止措置実施の有無」について

届出がない場合は、「減算型」として取り扱うこととなります。

算定要件を確認いただき、「基準型」「減算型」どちらに該当するか確認いただき、届出ください。

2 「業務継続計画策定の有無」について

届出がない場合は、「減算型」として取り扱うこととなります。

算定要件を確認いただき、「基準型」「減算型」どちらに該当するか確認いただき、届出ください。

3 「介護予防支援」の施設等の区分について

地域包括支援センターを含む全事業所が、従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、施設等の区分の届出が必要となります。

4 「地域密着型通所介護（療養通所介護事業）」の施設等の区分について

「療養通所介護事業（短期利用型）」を算定する場合は、施設等の区分の届出が必要となります。

5 通所リハビリテーション事業における施設等の区分について（令和6年6月改定）

「大規模の事業所(病院・診療所)」「大規模の事業所(介護老人保健施設)」「大規模の事業所(介護医療院)」「大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」「大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となります。